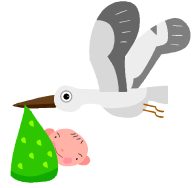


このとくサポート 一般不妊治療費助成事業

☆一般不妊治療費助成事業とは

少子化社会の中、子どもを産み育てたいと望んでいるにも関わらず不妊や不育に悩み治療を受ける夫婦がいます。有田川町では、体外受精及び顕微授精を除く不妊治療並びに不育治療※(以下「一般不妊治療」という。)に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、不妊治療及び不育治療を受けやすくできる環境づくりを行っています。



☆対象となる方

- ・夫婦(事実婚関係と認めるものを含む)
- ・夫または妻のいずれか一方、あるいは両者が和歌山県内に1年以上住民登録していること。
- ・各種医療保険に加入していること。

☆助成内容

【助成額】：1年度につき上限3万円。

【助成期間】：連続する2年間(24か月)※治療中断による助成期間の延長は認めない

※助成後、出生した又は妊娠12週以降に死産に至った場合は、助成期間をリセットすることができる場合があります。

☆助成対象治療

・助成対象治療となるのは下記の治療、検査です。

不妊症→タイミング療法(不妊相談)、薬物療法(内服・注射)、腹腔(子宮)鏡手術、その他手術
人工授精、検査、その他

不育症→薬物療法(内服・注射)、検査、手術、その他(平成23年4月1日以降の治療分が助成の対象)

※和歌山県不育症検査費助成事業実施要綱(令和3年6月制定)第4条に規定する助成の対象となる不育症検査を除く。

☆申請書類(①②③は必ず必要です。申請歴など確認する為、まずは①②のみ申請窓口へお持ちください。)

①一般不妊治療費助成申請書…申請者をご記入ください

②一般不妊治療医療機関等受診証明書…受診した医療機関で記入してもらってください。

③住民票(世帯主・続柄の記載があるもの)

④戸籍謄本(戸籍上の夫婦であることを証明する書類として※夫婦で同じ住民票の場合は不要)

以下該当ある場合のみ

⑤一般不妊治療のための院外処方箋に要した費用に係る領収書

⑥妊娠12週以降に死産に至った場合において、助成可能期間をリセットする場合にあつては、死産届等

⑦事実婚関係にあることを申し立てる場合は、事実婚関係に関する申立書

☆申請期限

・申請は年度区切りで受け付けます。※治療を受けた最終月日によって申請期限が違います。

・助成期間は2年間(24か月)ですが、申請は1年度ごとに行ってください。2年間まとめた申請は受け付けません。

(例) 4月～12月までの間に治療を受けた場合 → 翌3月末まで

4月～翌1月までの間に治療を受けた場合 → 翌4月末まで

4月～翌2月までの間に治療を受けた場合 → 翌5月末まで

4月～翌3月までの間に治療を受けた場合 → 翌6月末まで

☆申請方法

・申請書に係る書類を添付して、有田川町金屋庁舎健康推進課・清水行政局住民福祉室まで提出。

※申請書類は有田川町役場金屋庁舎健康推進課・清水行政局住民福祉室にあります。

《問い合わせ》 有田川町健康推進課・清水行政局住民福祉室 TEL:0737-52-2111